

令和 7 年 6 月 3 日

広域振興局長

提出者 東綱スチールコード株式会社  
住所 〒024-0002 岩手県北上市北工業団地7番1号  
氏名 代表取締役社長 玉田 聡

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	東綱スチールコード株式会社	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県北上市北工業団地7番1号	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	13,946 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者			

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		kl
		kl
		kl

備考1 \*印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。





別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	( 6 )年度							
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量			E・B・D	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)		kL			kL			
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油	11.56	kL	422		kL	422		29
軽油		kL			kL			
A重油	1,375.13	kL	53,493		kL	53,493		3,785
B・C重油		kL			kL			
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
石油ガス	1,149.73	t	57,601		t	57,601		3,443
液化石油ガス(LPG)		t			t			
石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
液化天然ガス(LNG)		t			t			
可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
石炭		t			t			
輸入原料炭		t			t			
原料炭		t			t			
コークス用原料炭		t			t			
吹込用原料炭		t			t			
一般炭		t			t			
輸入一般炭		t			t			
国産一般炭		t			t			
輸入無煙炭		t			t			
石炭コークス		t			t			
コールタール		t			t			
コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
高炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
発電用高炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
転炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
都市ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
その他の燃料 ( )								
その他の燃料 ( )								
黒液		t			t			
木材		t			t			
木質廃材		t			t			
バイオエタノール		kL			kL			
バイオディーゼル		kL			kL			
バイオガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
その他バイオマス		t			t			
RDF		t			GJ/t			
RPF		t			GJ/t			
廃タイヤ		t			GJ/t			
廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
廃油		kL			GJ/kL			
廃棄物ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
混合廃材		t			t			
水素		t			t			
アンモニア		t			t			
その他燃料( )								
小計①						111,516		7,257
産業用蒸気		GJ			GJ			
産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
温水		GJ			GJ			
冷水		GJ			GJ			
地熱		GJ			GJ			
温泉熱		GJ			GJ			
太陽熱		GJ			GJ			
雪氷熱		GJ			GJ			
小計②								
電気事業者①	49,573.18	千kWh	428,312		千kWh	428,312		21,812
電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh			千kWh			
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh			
太陽光		千kWh			千kWh			
自家発電		千kWh			千kWh			
水力		千kWh			千kWh			
風力		千kWh			千kWh			
その他	196.25	千kWh	707		千kWh	707		
小計③						429,019		21,812
合計 ①+②+③						540,535		29,069

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	13,946	kL
--------------	--------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	29,069 t-CO <sub>2</sub>
	上記以外の二酸化炭素	
メタンの排出量		t-CO <sub>2</sub>
一酸化二窒素の排出量		t-CO <sub>2</sub>
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO <sub>2</sub>
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO <sub>2</sub>
六ふっ化硫黄の排出量		t-CO <sub>2</sub>
三ふっ化窒素の排出量		t-CO <sub>2</sub>
合 計		29,069 t-CO <sub>2</sub>

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。  
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。  
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

## 別紙 その2

### 1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

#### (1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

##### 【目標値】

- ・令和9年までに令和6年比で3%削減する。
- ・CO2排出量を令和7年から毎年度1%削減する。

##### 【具体的な取組】

###### ○省エネルギー

- ・生産設備のモーター高効率化(高効率モーターへ更新)
- ・コンプレッサーの高効率化(インバータ制御スクリー式へ更新)
- ・24時間使用できる社員浴場をLPGシャワーブース化し、重油使用量の削減

###### ○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ・オフサイトPPA導入による再エネ電力の調達の検討

###### ○自動車利用抑制

- ・通勤時のカーシェアリング
- ・出張移動時の鉄道利用を優先

###### ○輸送の合理化

- ・製品の釜石港を利用した陸送/海上輸送費用の削減

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

#### (2) 計画実現のための具体的な方法

- ・計画未達時におけるリカバリー策検討

#### (3) 計画の達成度の把握方法

- ・使用量、原単位等の削減度により把握

### 2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・無機汚泥の一部をセメント材料の一部として再利用する。
- ・廃塩酸の一部を有価売却し排出量を削減する。
- ・産業廃棄物処理において、一部を冷却水として使用することによりリサイクル率を向上し、処理量を削減する。
- ・ゴミの分別回収を徹底する。
- ・コピー用紙は一部再生紙を使用する。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 ( 年度)

自 動 車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	( )	ℓ	2.29 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
軽油	( )	ℓ	2.62 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
L P G	( )	kg	2.99 kg-CO <sub>2</sub> /kg	kg-CO <sub>2</sub>
電気		kWh	0.402 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub>
その他	( )		kg-CO <sub>2</sub> /( )	kg-CO <sub>2</sub>
合計	0 ( 0 )			kg-CO <sub>2</sub>

備考1 保有台数欄の ( ) には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

**【目標値】**

  

**【具体的な取組】**

エコドライブ

  

輸送の合理化

  

電動車

  

自動車利用抑制

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項